

学校運営協議会と地域学校協働活動について

地教行法で定める学校運営協議会について

定義

教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その所管に属する学校ごとに、当該学校の運営及び当該運営への必要な支援に関して協議するために置かれる機関として、学校運営協議会を置くように努めなければならない。(地教行法第四十七条の五)

役割

1. 校長が作成する学校運営の基本方針を承認する
2. 学校運営について、教育委員会又は校長に意見を述べることができる
3. 教職員の任用に関して、教育委員会規則で定める事項について、教育委員会に意見を述べるができる

委員の選定・身分

- 教育委員会が、地域住民、保護者、地域学校協働活動推進員、その他教育委員会が必要と認めるものから任命する。
- 校長は委員の任命に関する意見を教育委員会に申し出ることができる。
- 委員の身分は特別職の非常勤公務員。守秘義務などが課される。

CSモデル事業における学校運営協議会

○ 委員定数、構成、任期

	定数・現員数	構成	任期
モデル事業要綱	10名程度	保護者、地域住民、学識経験者、その他	2年とし、再任を妨げない
池袋本町小学校	15名	PTA会長、地域住民、青少年育成委員、主任 児童委員、保護司、保育園長、校医	
千登世橋中学校	10名	PTA会長、地域住民、民生・児童委員、 主任児童委員、青少年育成委員、大学教授	

○ 事務局体制

副校長、議題に関係する担当教職員など学校が担っている。

○ 校長の立場

学校運営協議会委員ではない。立場が明確ではない。

○ 学校運営協議会の活動周知

学校が発行している学校だよりなどで活動報告をしている。

○ 会議の公開・会議録の公表

会議の公開、会議録の公表は行っていない

○ 学校運営連絡協議会、ISS地域対策委員会との関係

学校運営連絡協議会は内包している。ISS地域対策委員会は併存している。

CSモデル事業の課題を踏まえた学校運営協議会(案)

○ 学校運営協議会の委員構成、定数、任期、議決、オブザーバー

- ・学校運営協議会は学校・保護者・地域関係者の3者で構成する合議体の組織
- ・校長、子どもスキップ所長、地域コーディネーター等を含め、15名以内⇒校長の立場の明確化
- ・任期は2年とし、再任は妨げない。3年以上継続する場合は継続理由を付し、教育委員会で議決する。
- ・校長は学校運営の基本方針、学校運営に対する意見等に関する議決権を有しない
- ・関係機関等(警察、消防など)をオブザーバーとして呼ぶことができる。

○ 事務局体制

- ・学校、保護者、地域から選出した者で構成する。

○ 周知活動

- ・学校運営協議会開催後、議事内容などの概要を保護者、地域等に周知する。発行主体は学校運営協議会とする。

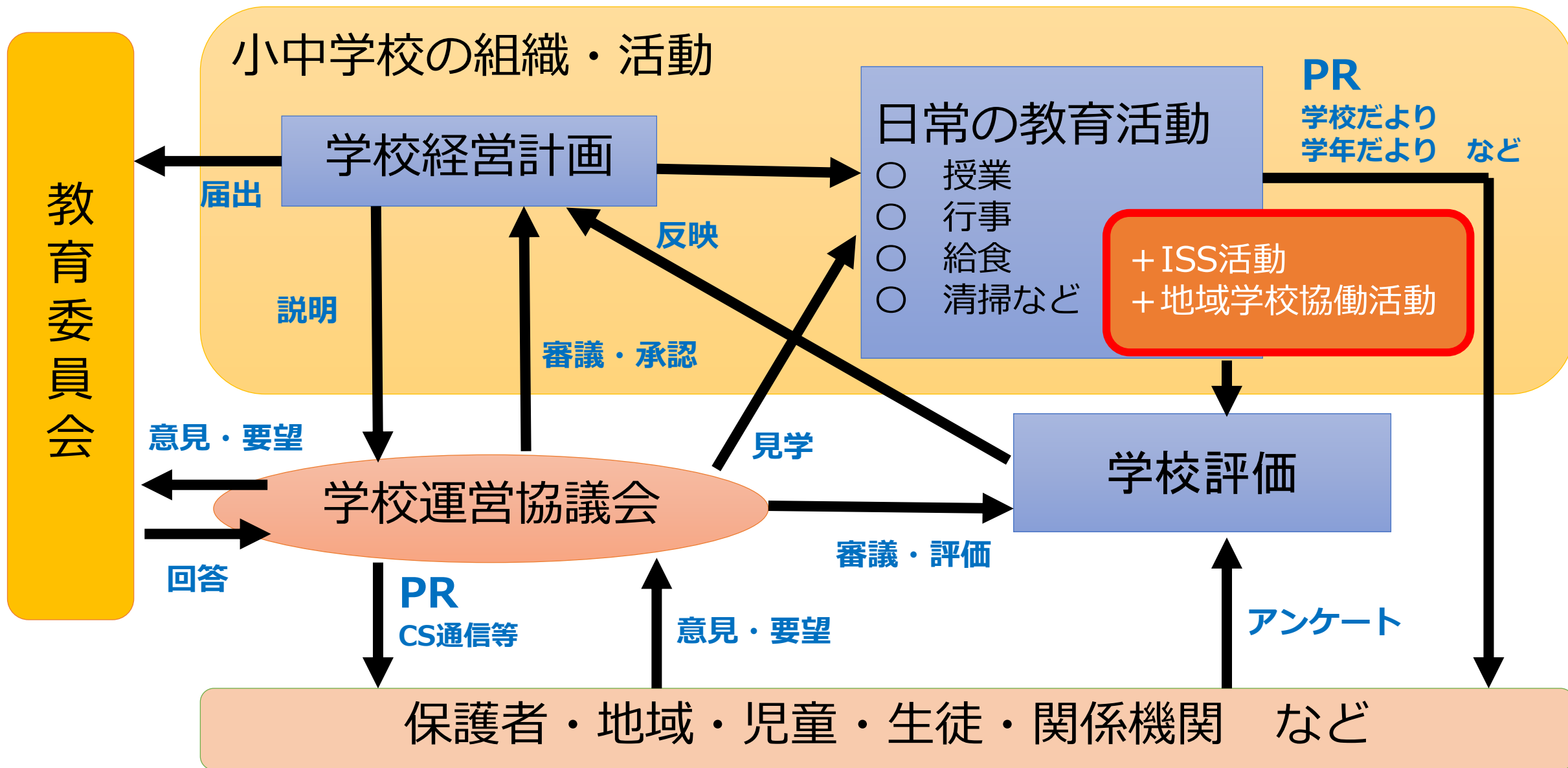
○ 会議の公開・会議録の公表

- ・会議は原則公開。学校HP等で周知し、傍聴できることを明記する。議事によって、非公開にもできる。
- ・学校運営協議会開催後、一定期間後に会議のメモを学校HP等に公表する。

○ 学校運営連絡協議会、ISS地域対策委員会との関係

- ・学校運営協議会、ISS地域対策委員会を内包する

学校運営協議会の関与によるPDCAサイクルイメージ



学校運営協議会 年間活動例

回	時期	主な活動内容
1	4月	○委員等任命・委嘱 ○運営規則、年間計画の確認 ○学校経営方針について承認 ○学校組織、予算について報告 ○教員公募について協議
2	9月	○CS活動報告（1学期） ○教員公募について報告 ○翌年度学校経営方針（骨子）について協議
3	12月	○CS活動報告（2学期） ○学校評価、関係者評価について
4	2月	○CS活動報告（3学期） ○学校運営協議会の成果・課題・改善策について協議 ○学校評価、関係者評価の結果報告 ○翌年度学校経営方針について協議 ○翌年度の年間計画について協議

小・中の連携を強化するため、中学校ブロック単位で、拡大学校運営協議会を開催することもできる。

(仮)地域学校協働部会の設置

決定機関

学校運営協議会

事務局

活動報告

意見

実働部隊

(仮)地域学校協働部会

○ 役割

学校運営協議会の熟議の結果を実現する実働部隊

○ 設置

各学校運営協議会において、必要な部会を設置できる

○ メンバー

教職員、地域関係者、保護者、PTA、おやじの会、青少年育成委員、地域コーディネーター、児童・生徒など
随時、新規メンバーを募集する。

○ 活動内容

地域学校協働の実践、学校運営協議会の周知活動、通学路見守り、コミュニティカレンダーの作成など

○ 活動予算

学校運営協議会に活動を委託し、教育委員会から活動費を支出